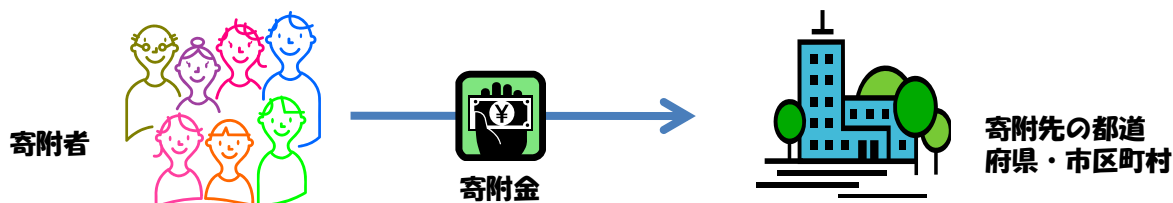


都道府県・市区町村に寄附を行った方で控除を受けようとする方は、以下の流れを参考にしてください。

① 都道府県・市区町村に対し、寄附



- 寄付先はふるさとに限らず、都道府県・市区町村であれば、どこでも構いません。
- 都道府県・市区町村のホームページや広報誌などで、寄附金を募集し、手続きなどを紹介しているところもありますので、活用してください。
- 寄附の方法については、寄付先の都道府県・市区町村によって異なりますので、あらかじめ、その団体に問い合わせたり、ホームページや広報誌などをご覧になるなどして、よくご確認ください。

(注) 寄附を行う前に、郵送やインターネット等を通じて、事前の登録などをお願いしている団体もありますので、ご注意ください。

② 寄附先(都道府県・市区町村)から領収書などを受け取り



- ①で寄附を行った際に、寄附先などからもらった領収書は、控除を受けるための申告に必要ですから、大切に保管しておいてください。

③ 寄附金控除に関する申告

- 毎年1月1日～12月31日までに行った寄附について、翌年3月15日までに最寄りの税務署に確定申告を行ってください。

(注)確定申告の方法や様式については、[「国税庁のホームページ」](#)などを参照するほか、最寄りの税務署などへお問い合わせください。

- このとき、②で受け取った領収書などを申告書に添付することが必要ですので、注意してください。

(注)所得税の電子申告(e-Tax)を利用する場合、領収書の添付は省略可(ただし、3年間自ら保存することが必要です。)



(注) このほか、住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません。この場合、所得税の控除は受けられませんので、ご注意ください。

以上で、必要な手続きは完了です。

- 寄附金控除の申告をされた方の所得や寄附金の額などに応じて、
 - I 寄附を行った年の所得税から所得控除、
 - II 寄附を行った翌年度の住民税から税額控除されます
- 都道府県・市区町村への寄附金については、2千円を超える部分について、IとIIをあわせて、一定の限度(概ね住民税所得割の額の1割)まで全額控除されることとなります。

所得や寄附金に応じて、控除の額は変動します。

詳しくは、寄附をしようとする都道府県・市区町村、あるいは住所地の市区町村までお問い合わせください。

ふるさと納税に関する所得税・住民税のメリット

※ 寄附者の方は寄附先の都道府県・市区町村の名称と寄附金額を記載した申告書を提出すればよく、実際に以下の計算を行っていただく必要はありません。

- ① 都道府県・市区町村に対する寄附金(※)から2,000円を引きます。
 (※) 1. 複数の都道府県・市区町村に対し寄附を行った場合は、その寄附金の合計額
 2. 総所得金額等(サラリーマンの場合、給与収入から給与所得控除額を控除した金額、年金受給者の場合、年金収入から公的年金等控除額を控除した金額)の30%が限度

- ② ①で求めた額に10%を乗じます。
 【住民税の基本控除】

- ③ 所得税の税額軽減額(理論値)を求めます。
 (夫婦・子ども2人のサラリーマンの場合の所得税の控除率)
 年収 概ね 460万円まで... 5%
 概ね 650万円まで... 10%
 概ね1,090万円まで... 20%
 概ね1,310万円まで... 23%
 概ね2,270万円まで... 33%
 概ね2,270万円超... 40%

- ④ 90%から③の計算の際に用いた所得税の控除率を引きます。

- ⑤ ①で求めた額に④で求めた率を乗じます。
 【住民税の特例控除】

※⑤の額は住民税所得割の1割が限度

住民税の控除額 = ② + ⑤

給与収入700万円で夫婦子ども2人のケースの計算例

[・所得税の限界税率 20% ・住民税所得割額 371,500円]

